

| | |
|--------|---|
| 日 時 | 令和2年10月22日(木) 午後3時～午後4時 |
| 書 記 | 厚木市障がい者基幹相談支援センター |
| 場 所 | 厚木市保健福祉センター 6階ホール |
| 出席者 | 神奈川県精神科病院協会(清川遠寿病院)、厚木市身体障害者福祉協会、厚木市手をつなぐ育成会、厚木市自閉症児者親の会、精神保健福祉促進会フレッシュ厚木、厚木地区知的障害者施設連絡会(厚木精華園)、厚木市障害者福祉事業所連絡会(総活躍山際)、特別支援学校(海老名支援学校)、厚木・愛川町・清川村地域精神保健福祉団体連絡会(ハートラインあゆみ)、厚木市居宅介護事業所連絡会(ハートピアラ)、厚木市民生委員児童委員協議会、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団七沢自立支援ホーム、相談支援事業所連絡会(相談支援事業所ハートラインあゆみ)、厚木公共職業安定所、県央地域就労援助センター 障害者職業・生活支援センター、厚木児童相談所、厚木保健福祉事務所、厚木市福祉総務課、厚木市障がい福祉課、オブザーバー：相談支援センターゆいまーる、神奈川県発達障害支援センター、委託相談支援事業所：ハートラインあゆみ、ケアーズ山藤、厚木精華園ここから、相相談支援事業所「わたしの夢」、相談支援事業所すぎな、相談支援事業所いっぼ、事務局：厚木市障がい福祉課、厚木市障がい者基幹相談支援センター(敬省略) |
| 1 開 会 | 事務局 資料確認 開会挨拶 障がい福祉課長より |
| 2. 議 題 | (1) 障害者差別解消法に係る取組について 事務局 厚木市 障がい福祉課 障がい福祉係長 厚木市内の障がいの数について 身体・知的・精神の障がいの数ですが、国の統計では国民の7.6パーセント、約9,635,000の方が何らかの障がいを有しているという統計が出ています。ただし、精神障がいについては 精神保健福祉手帳の所持者ではなく医療機関の患者数をカウントしています。障がいの種別の割合は知的の方が10%、身体、精神の方が約45%ずつという統計が出ています。厚木市については 令和2年10月1日現在、身体・知的・精神障がいの方合わせて9,485人割合は厚木市の人口の4.2%、先ほど、報告しました国の障がいの割合が7.6%ですが 精神障がいのカウントの仕方が医療機関の患者の数としていますが 厚木市についてはカウントしていないのでこの数字になっています。厚木市の障害種別の内訳については身体が6割、療育の方が2割、精神の方が2割、身体はおよそ6000人、知的・精神は1200人ずつという形になっております。傾向については身体障害者手帳が平成29年から若干減少傾向にある。その理由については、新規の手帳取得者よりも死亡や転出の方が上回った。一方で10年前に比べて 知的障がいの方が約1.7倍、精神障がいの方は約2倍になっている。今後、障がい者手帳取得者は増えていくと考えています。 身体障がいの方は7割が65歳以上。新規の手帳取得者も6～7割は65歳以上が増えており今後、65歳以上の方が増えていくことを踏まえると身体障がいの方も増えていくと思われる。 |

障がい理解について

広報厚木、ホームページの活用、チラシの配布は毎年行っている。昨年8月に市民団体から提案があり共催という形でアミュー厚木を会場にアート展やインクルーシブ教育などをテーマにフェスを行っている。10月に体育大会、11月に精神保健福祉地域交流事業を愛甲小学校で行っている。また、12月には障がい者週間に合わせて展示即売会を実施。併せて手話通訳、筆記者の養成講習会、障がい者団体との意見交換会などを実施した。今年度、上半期については新型コロナウイルスの影響で昨年度のような取り組みはできない状況であった。障がい者体育大会についても中止、しかし、8月にごちゃまぜフェスはネット配信で実施している。また、アミューで作品展は実施している。12月の障がい者週間に合わせて即売会は実施予定になっている。

差別解消法について

平成28年大阪府で障がい者の窓口で手続きで訪れた聴覚障がいの方が手話通訳を職員に依頼したが手配せず、筆談での対応を求められておらず本人が自費で手話通訳を手配した。この行為に対して差別解消法の合理的配慮に欠けると大阪府の職員が処罰された例がある。厚木市の職員研修では差別解消法について、車いす、視覚体験などの体験研修も行っている。

質疑応答→質問なし

(2) 令和2年度上半期委託相談支援事業における実施報告

障がい者基幹相談支援センター ゆいはあと

委託相談支援事業所を代表して

4月中旬から5月下旬にかけて新型コロナウイルスの緊急事態宣言に合わせ厚木市の相談支援の継続を優先するため事業所の相談支援専門員を二つのグループに分け各グループが接点を持たないような分散勤務を行った。その間の相談支援の状況について、学校は休校、福祉事業所も活動を縮小し運営しており家庭などで過ごすことが多かった状況があった。そのような状況の中で当事者、家族、関係機関からの相談は少なかったが、緊急事態宣言が解除され通常の体制に戻った後は相談の件数も戻ってきた状況である。

緊急時の利用を除いて短期入所の利用の難しさ、レスパイトで利用されている方、公共交通機関を使っての外出、通勤等に一定の制限が設けられていたので当事者、家族、関係機関ともに感染への不安を強く感じている状況は今も続いています。そのような状況が資料2ページの相談件数のうち福祉サービスの利用及び不安解消が前年度よりも大幅に増加につながっていると考えています。

今も感染への不安から福祉サービスの利用を控えている方もいるが今後、リモートでの面接など新しい相談の在り方を考えて試行錯誤している障がい者相談支援センターあります。

社会福祉協議会の権利擁護支援センターが権利擁護、成年後見人の利用促進などを担う中核機関として位置づけられ、成年後見人制度の利用促進につながるケースが増えていくと思われる。この権利擁護支援センターへの繋ぎを相談支援事業所が担っていくことになっていくと思われる。今後、このような専門機関と連携をより高めていきたいと思っている。

事例紹介

他市からの転居ケースに関する事例を検討した。※詳細省略

新型コロナウイルスの現状と今後について

厚木保健福祉事務所 星野氏より

令和元年12月、中国発症の新型コロナウイルス

厚木保健所管内では令和2年2月に発症あり。

厚木に住所がある陽性者は208名（10/22時点）

9割の方は療養し通常の生活に戻っている。10日で感染力はなくなる。

療養の場は病院、自宅、宿泊施設など、自宅での療養者が多く病院は少ない。

無症状者が多い。

感染率は高く会食や家族間での感染が多い。

今後について

冬に向かいインフルエンザも出てくる。気を付けることとしては、具合が悪くなった場合、コロナウイルスだけに限らず、まずはかかりつけ医に相談する。手洗い、人との距離を保つ 食事の時にマスクなどを徹底する。

それでも発症の二日前から感染力があること、無症状の方が多きことも感染力の要因になっている。

質疑応答→質問なし

(3) 第6期厚木市障がい者福祉計画について 資料9

令和2年5月14日 障がい者協議会は書面にて開催。具体的な意見はなかった。8月23日に市民意見交換会を実施した。

厚木市障がい者福祉計画（第6期）

将来像「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる地域包括ケア社会」

基本理念3つ

「障がいを身近なものとして理解できるまちづくり」「障がい者が自らの意思で暮らし方を決定できるまちづくり」「誰もがともに生きる地域の一員であることを理解できるまちづくり」

施策の方向3「相談支援体制の充実」について

令和3年度から 発達障がい専門員を増員する。また、障がい者相談支援センターの人員の増員、センター数の増も目標としているが予算の確保が課題になっている。

「医療的ケア児者に対するコーディネート機能を有する支援体制の構築」について今後、具体的にどう進めるか、関係機関とも検討していきたい。

施策の方向4「一貫した療育支援体制の確立」の「発達障がい児等に係るペアレントトレーニングの実施」について

本人だけでなく家族への支援も行っていく。

施策の方向5「多様な就労支援」の「障がい者就労等施設共同受注窓口（仮称）の創設」について
新型インフルエンザ影響で就労継続支援A・B型事業所の仕事が減っている状況、厚木市が受注の窓口になることを検討。

施策の方向6「居住支援の充実」について
居住確保だけでなく確保後の生活支援に関する課題についても検討し必要な仕組みづくりにつなげていく。

施策の方向9「健康・医療も充実」の「感染症の予防や蔓延防止のための普及啓発」について
新規事業として創設されるサービスです。

施策の方向10「災害支援体制の強化」について
昨年度、障がい者協議会、防災プロジェクトで作成した「防災対策チェックリストの手引きの活用」を進めいく。

質疑、意見交換

厚木市自閉症児親の会

障がい者福祉計画は1年・半年ごとなど定期的に評価する機能はあるのか？

厚木市

今年度から具体的な取組指標を作成している年度ごとに目標値を定めており、それぞれの取組が達成できるのかなど、年度ごとに評価できるようになっている。ただ、現段階では項目、目標値が定まっていないが、今後は委員の皆様へ報告し当協議会でも検討していきたい。

フレッシュ厚木

施策の方向 6「精神障がい者にも対応した包括ケアシステムの構築」について
具体的にどのようなことをするのか。日本の入院病床のうち、約2割が精神病患者の入院という現状を知っておいてほしい。また、居住確保も大切だが地域に戻った後、どう支えていくか、アウトリーチの制度化なども大切なので今後、障がい者福祉計画に取り入れてほしい。

厚木市

厚木市だけでなく国も力を入れている。具体的には精神科病院の長期入院の精神障がい者の地域移行をどのように支援していくか。また、地域移行することがゴールではなく移行後、いかに安心して暮らし続けていくことがという視点が大切になっている。そのためには福祉だけでなく医療、保健などとの連携が重要になっていくので今年度から医療機関、グループホーム、相談支援事業所、行政機関などで「居住支援プロジェクト」を立ち上げている。今後は精神障がい者にも対応した包括ケアシステムの構築も含めて具体的な検討をしていく予定。

厚木市手をつなぐ育成会

施策の方向5「多様な就労支援」の「障がい者就労等施設共同受注窓口（仮称）の創設」

について

実際に事業所での仕事は減っている状況、是非、進めていってほしい。

厚木市

受注者と連携して利用者に還元できるよう取り組んでいきたい。

厚木地区知的障害者施設連絡会

施策の方向3「相談支援体制の充実」について

発達障がい専門員を増員する。また、障がい者相談支援センターの人員の増員、センター数を増やすという3つの目標は令和3年度を目指しているのか。それとも令和3年度からの3年間の中で目指しているのか。

施策の方向10「災害支援体制の強化」について

新型コロナウイルスに対する対策の中でそれぞれ障がい施設も含めて緊急警報あるいは、避難所の開設については新型コロナウイルスを意識して今までの体制の中で避難の場の在り方では対応できないのでは、という意見が多く各市町村で出ている。そのような状況を踏まえて令和3年度以降、施策の在り方に変更などがあるのか？

厚木市

施策の方向3「相談支援体制の充実」について

令和3年度からを目指しているが予算の話はこれから進めていく。場合によっては令和3年度80%しか通らない可能性もありますが、残り20%は残りの2年の間きちんと要求していきたい。

施策の方向10「災害支援体制の強化」について

すでに施設で生活をされている方がいる中で、新型コロナウイルスの感染者を受け入れる際に発熱者とそうでない方を分けるなどの配慮が必要になってくる。しかし、災害時は特殊な状況、まだまだ検討が足りていないと感じているので今後も検討していきたい。

(4) 令和2年度上半期障害者協議会活動報告

令和2年度上半期のプロジェクトについて、新型コロナウイルスの影響で開催が難しい状況の中でも検討したこと、下半期の取組などについて報告した。

相談支援プロジェクト

障がい者福祉計画にもあった相談支援体制の充実、相談支援専門員の質の向上が課題と認識しながら神奈川県人材育成ビジョンに基づき、利用者の夢や希望と一緒に考え、地域で安心して生活が送れるよう、利用者を中心とした支援を行い、そのためのネットワークや地域づくりの働きかけができる人材育成を目指しながら取り組んでいます。

上半期はコロナ禍における相談支援の現状の共有、新しい生活様式における相談支援の在り方について、各相談支援事業所が考えるきっかけになるよう意見交換の場を相談支援事業所連絡会の場を活用して開催しました。

また 東海大学の堀越先生にスーパーバイザーとし事例検討会を実施しています。当初は上半期においても相談支援事業所連絡会で実施予定でしたが、コロナ禍の影響で開催できなかった。下半期は基幹相談支援センターを対象として事例検討を行う予定になっている。

事例検討を通して、ケースの捉え方、アセスメントの視点等を習得して、障がい者相談支援センター連絡会で基幹相談支援センターから報告し共有できたらと思っている。下半期も引き続き厚木市居宅介護事業所連絡会やグループホーム連絡会の参加、スーパーバイ

ザーを活用した相談支援専門員のスキルアップ、相談支援専門員のバーンアウトの防止などについて相談支援事業所連絡会を活用し意見交換や課題の整理、研修などを実施していきたいと思っている。

一貫した療育・子育て支援プロジェクト

今年度から事務局に児童発達相談センターひよこ園が加わった。昨年度まで取り組んできたマイサポートブックについては一段落したこともあり 新たな地域の課題解決に向けていくために8月に開催した第一回目のプロジェクトで各メンバーから各機関の課題についてあげてもらった。その中で11月に開催予定の第2回のプロジェクトでは医療ケアのあるお子さんの支援について、福祉サービスと教育とを繋げ行くために重要な障がい児計画相談についての2つについて、どのような仕組みがあったらこの地域で子育てしやすくなるかなどについて意見交換をする予定になっている。

児童発達支援・放課後デイサービス事業所連絡会では新型コロナウイルスの感染防止の観点から一度に集まることができず開催できていないが、各事業所から事務局に課題や不安と感じており事業所間で共有したいという意見もあるので下半期に書面での開催などを検討したい。

居住支援プロジェクト

地域課題の一つに障がい者の居住確保とし、権利擁護の視点から普及啓発などを行いながら、障がいの理解を深めるとともにネットワークの構築を目指すため平成28年度から実施している。今までの取組としてニーズの掘り起こし、ネットワーク構築のため実施した不動産店のアンケート実施、不動産店・大家向けの情報ガイドブックの作成・活用、障がい当事者向けのガイドブックの活用、研修会の開催などを行ってきた。令和2年度より居住確保だけでなく地域での生活支援も視野に多様化する課題についても検討するため居住支援プロジェクトに名称変更し第一回プロジェクトは9月に開催。各機関の支援状況など意見交換を行った。同プロジェクトを通じて各機関がつながることができた不動産店を通して若干、家探しはしやすくなったと意見も出ている。下半期については新型コロナウイルスの状況を見ながら第2回目のプロジェクトを開催し居住支援の課題など検討していきたい。

防災プロジェクト

地域づくりの視点から障がい者の災害時における地域の防災について検討を重ねてきた。「共助」からもう一度「自助」に力を入れ、障がい者の防災に対する意識向上と普段から地域と繋がり、災害に備えて準備ができる地域を目指しています。

具体的な取組として防災対策チェックリスト及び防災対策チェックリストの手引きの作成を行った。今年度第1回障がい者協議会で承認されました。厚木市のホームページにアップされています。

また、きょうさんれんの結成40周年を記念して制作された2011年3月11日の『東日本大震災』の障がい者の状況などについて」をテーマにした災害映画、「星に語りて～Starry Sky～」の映画の試写会が10月2日に開催予定です。

下半期は障がい者協議会などでいただいた意見を参考に防災対策チェックリスト及び防災対策チェックリストの手引き、簡易版の周知と活用について検討していきたい。また、先ほどの意見でもありましたコロナ禍の中での防災の在り方などについて検討していきたい。第1回目のプロジェクトは11月に開催予定になっている。

就労支援プロジェクト

身近な地域で就労相談を受け、自立した生活を送れるように各関係機関とのネットワークをより確かなものにしていくことや障がい者雇用を進めていくために実践的な情報共有などができることを目指しています。

先月、第一回就労支援プロジェクトを開催した。各機関の考えている支援の課題、実践していることなどについて意見交換を行った。その中で就職後、2・3年が経過すると定着率が下るなかで制度としては3年間で経過すると支援が終わってしまう状況。支援をどう継続するかが課題の一つであるなど話し合った。

また、厚木市の障害者雇用奨励交付金制度についても 企業、特に中小企業にどう普及していくかについて課題に出ており、実際の支援だけでなく、このような制度の啓発も課題とし今後、同プロジェクトで引き続き検討していきたい。

地域生活支援拠点プロジェクト

厚木市では障がい者協議会での検討を経て、基幹相談支援センター、相談支援事業所、短期入所、グループホーム、日中活動系の事業所など既存の社会資源等を活用しつつ足りない機能を加えていく面的整備を選択し平成 29 年度に地域生活支援拠点を面的整備で設置済みとしている。

しかし、緊急時の受入れ先は市内の短期入所事業所としているため、精神障がいの方や医療的ケアが必要な方の利用について非常に限定的になっている状況。短期入所以外の資源が活用できないか課題としてあがっていたので今の形を基盤にしながらブラッシュアップするための検討をしていく必要があるので、今年度再びプロジェクトを始動しました。新型コロナウイルスの影響では上半期については開催できていないが下半期の開催に向けて報告させていただく。

また、厚木市の障害福祉事業サービス実態調査で、緊急時、24 時間、365 日、相談できる体制の整備、緊急時対応の為に空床の確保、受入れ時の付き添いやヘルパーの派遣、体験の機会、場の整備などが必要な項目としてあげられていた。これに関して事業所として協力できるかという前向きな回答をした事業所が8割を超えていたので、特に緊急時の受入れ、体験の機会・場などについて、このプロジェクトでも検討していきたい。

全体を通して新型コロナウイルスの影響で制限のある状況であったので上半期の報告というよりは下半期に向けた下地づくりの報告とさせていただく。

会長より

報告ありがとうございました。

相談支援の実績報告でも触れられていましたが、緊急時の対応など、地域での生活を継続していくことに深く関わりのある地域生活支援拠点の整備について、厚木市では整備済みということではありませんが、引き続き5つの機能を強化するべく、それぞれの機関でもその機能を担っていくことを今後も検討していければと思う。

意見交換

厚木市居宅介護事業所連絡会

各事業所が新型コロナウイルス感染への不安を持ちながら支援にあたっているが、厚木

市として、利用者、その家族、職員などに感染者が出た場合に支援は継続すべきなのか、職員は休ませるべきなのか、などの判断に苦慮している。そのような状況で具体的な対応などについてガイドラインのようなものはあるのか？

厚木市

ガイドラインはない

厚木市居宅介護事業所連絡会

事業所側は医療などの専門的な知識がない中で対応マニュアルを独自に作成している。早急にガイドラインを作成してもらいたい。新型コロナウイルスの感染者疑いの職員が出た場合、PCR検査を受けたほうが良いのか。事業所として検査キットを購入し疑いがある職員に独自で検査を行っている事業所もある。このような費用について厚木市として補助があるとありがたい。

厚木市

新型コロナウイルスについて、厚木市も医療機関ではないので、厚木市だけで判断することは危険が伴う。そのために保健福祉事務所があり相談し判断を仰いでいる状況。

厚木保健福祉事務所

PCR検査をしてもその時点が陰性であるという結果が出るだけなので、その後、感染、発症する可能性もあるので確実性は望めないのが現状。身近に陽性の方が出た場合、基本的に保健福祉事務所でも調査をして濃厚接触者かどうか判断する。そこで認定されれば保健福祉事務所からPCR検査の必要性などについて連絡がある仕組みになっている。症状が出ていて、かかりつけ医がある場合は主治医に相談し判断を仰ぐことが基本であり、それ以外に仕組みが無い現状になっている。

厚木市居宅介護事業所連絡会

在宅の重度の障害の方が万が一、罹患した場合、在宅で治療をするのか。入院可能なのか？施設を利用できるのか。

厚木市

中井やまゆり園が受入れ施設になっています。

ゆいまーる

県・圏域の協議会も新型コロナウイルスの影響で書面開催になっています。テーマは地域生活支援拠点で全国45%しか整備されていない状況。また、新型コロナウイルスについての課題として、県が情報を発信するが当事者に情報が届いていないこと。避難対策、ふれあいの場がなくなっているので色々なツールを活用した出会いの場の必要性などが出ている。自治体によっては福祉事業所と行政機関が連携し対応について検討している。

かながわA

新型コロナウイルスの罹患者が重度の障がい者だった場合、受入れ先として中井やまゆり園になっているが、利用基準に介護者が感染した場合という条件があったあとを思います。後日、確認します。

障がい者福祉計画の中で、発達障がい相談員設置、発達障がい児等に係るペアレントトレーニングの実施については大変心強いと感じている。今年度、新型コロナウイルスの影響で研修は実施できないが、ペアレントトレーニングの普及に力を入れている。必要であれば担当者が訪問し研修なども手伝えることができるので是非、活用してほしい。

議長⇒司会（事務局：基幹相談支援センター長）

4 閉 会

挨拶 副会長

以 上